

第7章 学位の授与

(学位の種類)

第45条 大学院において授与する学位は、修士とし、文化創造学研究科及び文化創造学研究科(通信教育課程)の文化創造学専攻は修士(文学)、初等教育学専攻は修士(文学・教育学)、生活科学研究科は修士(生活科学)とする。

(学位の授与)

第46条 第8条に規定する修業年限以上在学し、第28条第1項の規定により専攻分野について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者には、岐阜女子大学学位規則(以下「学位規則」という。)の定めるところにより、修士の学位を授与する。ただし、特に優れた業績を上げた者の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

(学位論文等の取扱い)

第47条 前条に規定する学位論文の審査及び最終試験については、学位規則の定めるところによる。

2 第9条に規定する在学期間中に第28条第1項に規定する単位を修得した者又は修得見込みの者は、学位論文を8月20日又は1月20日までに提出し、その審査及び最終試験は、9月20日又は2月20日までに行う。

(単位修得認定書の交付)

第48条 在学期間中に所定の単位を修得し、学位論文の提出に至らなかった者から願い出があったときは、単位修得認定書を交付することができる。